

令和5年第2回上里町議会臨時会会議録第1号

令和5年 5月 10日（水曜日）

議事日程 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 諸報告について
日程第 5 (町長提出承認第1号) 専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 (町長提出承認第2号) 専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 (町長提出議案第22号) 令和5年度上里町一般会計補正予算(第1号)について
-

出席議員(14人)

1番 石井慎也君	2番 伊藤覚君
3番 金子義則君	4番 戸矢隆光君
5番 高橋勝利君	6番 飯塚賢治君
7番 猪岡壽君	8番 齊藤崇君
9番 植原育雄君	10番 高橋正行君
11番 新井實君	12番 沓澤幸子君
13番 高橋仁君	14番 黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 山下博一君	副町長 島田邦弘君
教育長 齊藤雅男君	総務課長 山下容二君
総合政策課長 坪本和馬君	税務課長 間々田由美君
子育て共生課長 飯塚郁代君	

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

◎開会・開議

午前10時48分開会・開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（黛 浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、13番高橋仁議員、1番石井慎也議員、2番伊藤覚議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（黛 浩之君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略いたします。

◎日程第4 諸報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第5 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第5、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

ての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘発言〕

○副町長（島田邦弘君） お願い申し上げました承認第1号 専決処分の承認を求めることについての御説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和5年3月31日、「地方税法等の一部を改正する法律」等が公布されたことに伴い、「上里町税条例の一部を改正する条例」について、同日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」等が、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、マンション大規模修繕に係る固定資産税の減額措置の創設、並びに軽自動車税の環境性能割の税率区分並びに種別割のグリーン化特例の見直し、及び町民税の課税の特例の延長等についてを改正し、あわせて、所要の規定の整備を行うため、上里町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について、条文ごとに御説明申し上げます。

まず、第46条は、個人町民税の給与所得に係る特別徴収について、第48条及び第50条は、法人町民税について、第98条及び第101条は、町たばこ税についての規定であり、地方税法施行規則第38条が新設され、各税目において、納入書及び納付書の様式が新たに規定されたことに併せ、新様式を追加するものでございます。

制定附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定であり、地方税法附則第6条第4項が改正されたことに伴い、特例適用期限を3年間延長するものでございます。

制定附則第10条は、読替規定であり、令和3年度税制改正での地方税法附則第64条を削る改正規定が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、第64条を削除するものでございます。

続いて、制定附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例の規定であり、同条第3号から第14号は、地方税法附則第15条の改正による参照条文の項ずれを改めるものでございます。

また、同条第16号は、先端設備等導入計画に係る特例の規定であり、当該特例が地方税法で定められることとなったため削除となり、新たに長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る特例を定め、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの修繕について、工事完了の翌年度分のみ特例割合を3分の1とするものでございます。

制定附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であり、同条第10号に長寿命化に資するマンションの大規模修繕を行った場合を定め、減額を受けようとする区分所有者は、マンション管理士等の発行した証明書等を添付して、工事完了後3か月以内に町長に申告しなければならないとし、同条第10号を第11号に改め、地方税法施行規則第7条の改正による参照条文の項ずれを改めるものでございます。

制定附則第15条の2及び制定附則第15条の6第3項は、軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減措置に関する規定であり、特定期間経過により、削除するものでございます。

制定附則第16条及び制定附則第16条の2は、軽自動車税種別割のグリーン化特例の規定であり、高い環境性能の車両の普及促進を継続するため、特例適用期限を3年または2年延長するものがございます。

次に、制定附則第17条の2は、有料住宅地造成等のための長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定であり、適用期限を3年延長するものがございます。

最後に、附則でございますが、第1条は条例の施行期日を規定し、令和5年4月1日から施行するとしております。

第2条は、固定資産税に関する経過措置を規定し、令和5年度以降の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお、従前の例によるものとします。

第2項では、今回改正となった先端設備等導入計画に係る固定資産税で令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得したのものに対しては、なお、従前の例によるものといたします。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置を規定し、第1項は、環境性能割についてで、令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した軽自動車については、なお、従前の例によります。

第2項は、種別割についてで、改正後の規定については、令和5年度以降分に適用し、令和4年度分までについては、なお従前の例によるものとします。

以上で、専決処分をいたしました上里町税条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まず、1つなんですけれども、マンション大規模修繕の固定資産税の特例なんですけど、要件の一つとして20年以上10個以上のマンションという説明が全協であり

ました。

その後の2つの要件については、なかなか把握は難しいと思いますけれども、この要件に該当するマンションというのが、上里地内には何件ほどあるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

上里におきまして、当該要件に該当するマンションは1棟ございます。駅南にありますワコーレ神保原になります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 括弧4のところの町県民税の課税の特例ですけれども、延長が図れるということでもいい内容だというふうに思いますけれども、肉用牛の売却による事業所得に係る個人町民税の適用がどのぐらい現状としてはあるのか、またその下の有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の適用がどのぐらい現状で発生しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、肉用牛の売却に係る、事業所得に係る町民税の課税の特例の対象となる町内における件数でございますが、令和4年度をベースに確認いたしますところ、3件となっております。

また、有料住宅地の造成等のための土地等譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、本人申告書による適応対象となっている方が軽減というふうに該当するところでございますが、令和4年度の申告から検索しますとゼロ件ということで該当なしというところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。



◎日程第6 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第6、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘発言〕

○副町長（島田邦弘君） お願い申し上げました承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和5年3月31日に「地方税法等の一部を改正する法律」等が公布されたことに伴い、「上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の改正について、同日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定に基づき、御報告させていただき、承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税に係る「賦課限度額の見直し」と「低所得世帯に係る軽減判定所得の見直し」を図るほか、所要の規定の整備を行うため、上里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

まず、第2条は、国民健康保険税の「課税額」を規定したもので、同条第3項の「後期高齢者支援金等」に係る課税限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げる内容となっております。

次に、第20条は、国民健康保険税額の減額を規定したもので、低所得世帯の軽減判定所得の算定に用いる「被保険者数に乗ずる金額」を改正するものでございます。

同条第1項第2号の5割軽減については「28万5,000円」から「29万円」に、同条同項第3

号の2割軽減については「52万円」から「53万5,000円」に引き上げる内容となっています。

次に、第20条の2及び第21条の2は、特例対象被保険者等に係る課税の特例及び申告を規定したもので、雇用保険法施行規則の一部改正等に伴い、第20条の2では引用条文を「第21条の2」から「第21条の2第1項」に第21条の2第2項では、申告における提示書類を「その他の特例対象を被保険者等であることの実を証明する書類」から「雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改正するものです。

次に、制定附則第2項から第4項、第6項から第9項、第12項及び第13項で規定する課税の特例においては、対応法令の規定を適正に反映するため、各項の「第20条第1項」を「第20条」に修正するものです。

最後に、附則でございますが、第1項は、条例の施行期日について規定したものであり、令和5年4月1日から施行するとしております。

第2項は、改正後の上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容は令和5年度分以降の国民健康保険税から適用し、令和4年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものとするものでございます。

以上で、専決処分をいたしました「上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど全員協議会の中で、今回の最高限度額、後期高齢者支援分なんですけれども、20万円から22万円、2万円上がることによって国保でいうと最高限度額が2万円上がって、104万円ということになるわけなんですけれども、そちらのところの所得についてお伺いしましたら、幅広くて家族構成とかいろいろなことがあるために400万円から4,000万円ぐらいの方が対象になりますよ、ということだったと思います。それで、4,000万円の人に対する22万円と700万円の方に対する22万円というのは非常に大きくなって、限度額ですから上里町は4,000万どまりですけれども、もっともっと高額であっても最高限度額で切れるわけですね。そうしたときにこの支援金分が22万円の最高限度額になるということは、介護保険とか医療分合わせるとこの700万円の方がこの該当する方の国保税というのは一体どのぐらいになるんでしょうか。700万円所得の方の国保税です。お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

700万円の世帯の方で世帯人数を何人でということで、ちょっと計算をここから医療分、後期分、介護分ということで足し上げていかないと、保険料がちょっと出ないところがございますので、また後ほど改めて回答をさせていただきたいと思います。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） なぜこの質問をするかというのは、700万円で例えば限度額いっぱいの104万の国保税がかかるとしたら、かなり厳しいんじゃないかと、いうことを思うわけですね。だから、それと今回のこの提案は一方ではこの軽減税率の対象が上がるということで良い面も含まれているわけなんですよ。非常に判断が難しいなと私も思います。

もう1点聞きたいのは、この軽減税率の対象枠が多分上がることになるんじゃないかなというふうに思います。例えば、5割軽減だと5,000円上がるこのことによって対象枠の変動がどのぐらいの上里町の中で生じるのか、2割軽減は1万3,000円上がることによってどのぐらい対象枠が広がるのか、現状と照らしての比較でお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の低所得者軽減の改正における影響の世帯数についての回答をさせていただきたいと思います。

5割軽減につきましても、2割軽減につきましても令和5年3月31日現在で比較をいたしますと、それぞれ10世帯ずつ多くなるというふうに見込んでおります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 町長提出議案第22号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出議案第22号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第22号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度上里町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,681万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億21万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は1,681万4,000円の増額補正となり、子育て世帯生活支援特別給付金事業事業費補助金（その他世帯分）などの増額となっております。

款20繰越金は、2,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して、1,681万6,000円を追加し、106億21万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款3民生費は1,681万6,000円の増額補正となり、主な内容は、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して、1,681万6,000円を追加し、106億21万6,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町一般会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が、お手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補
足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第22号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（黛 浩之君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和5年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時18分閉会